第１回
ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会
資料

目　次

資料１　ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の概要（平成12年法律第81号）

資料２　「つきまとい等」の定義等

資料３　ストーカー事案における警察の対応

資料４　ストーカー事案への対応状況

資料５　ストーカー規制法（平成28年改正規定）の運用状況

資料６　GPS機器を用いた位置情報の取得の現状等

資　料　1

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の概要
（平成12年法律第81号）

法の目的

ストーカー行為等について必要な規制を行い、その相手方への援助措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害発生を防止すること等を目的とする。

1　つきまとい等の禁止

○　恋愛感情等を充足する目的でつきまとい等をして、相手方に身体の安全、住居等の平穏、名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせることの禁止（３条）

※　つきまとい等を反復して行う行為は「ストーカー行為」として直罰（１年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

2　つきまとい等やストーカー行為を行った者に対する措置

つきまとい等の行為者が更に反復して当該行為をするおそれがあるときは、以下の措置を講ずることができる。

○　警察本部長等による警告（４条）

○　都道府県公安委員会による禁止命令等（５条）

※　禁止命令等違反は２年以下の懲役又は200万円以下の罰金

3　ストーカー行為等の相手方に対する措置等

○　警察本部長等の援助（７条）

○　職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置（８条）

○　避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮（９条）

4　ストーカー行為等の防止等に資するための措置

○　加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究の推進（10条）

○　国及び地方公共団体によるストーカー行為等の実態把握、人材育成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力の措置（11条）

○　ストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報提供の禁止（６条）

資　料　2

「つきまとい等」の定義等

「つきまとい等」とは・・・

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の①～⑧の行為を行うことをいう

①つきまとい、待ち伏せ、住居等の付近において見張り・うろつき、住居等に押し掛け

〈例〉●あなたを尾行してつきまとう
●通勤・通学途中などあなたの行く先々で待ち伏せをしている
●あなたの自宅や職場、学校などへ押しかけたり、付近で見張っている
●住居等の付近を行ったり来たりしてうろついている

②監視していると告げる行為

〈例〉●帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話をしてくる
●あなたのその日の行動や服装などを電子メールや電話で告げる
●「お前をいつも監視しているぞ」などと監視していることを告げる

③面会・交際などの要求

〈例〉●拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる
●贈り物を届け、受け取るように求める

④乱暴な言動

〈例〉●あなたに、大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせる
●あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションをうるさく鳴らす

⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ・メール・ＳＮＳのメッセージ等

〈例〉●電話をかけてきて、何も告げない
●拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる
●拒否しているにもかかわらず、何度もメール・SNSのメッセージを送信してくる

⑥汚物などの送付

〈例〉●汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつける
●あなたの自動車に糞尿等を付着させる

⑦名誉を傷つける

〈例〉●あなたの名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書などを届けたりする
●あなたの名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載して伝えようとする

⑧性的羞恥心の侵害

〈例〉●わいせつな写真などを送りつけたり、インターネットに掲載して伝えようとする
●電話や手紙で卑猥な言葉を告げ辱めようとする

➡ **ストーカー規制法により、警察本部長等は、「つきまとい等」をした者に対して警告又は禁止命令等をすることができる**

「ストーカー行為」とは・・・

同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいう

➡ **ストーカー規制法では、ストーカー行為をした者に罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられている**

資　料　3

ストーカー事案における警察の対応

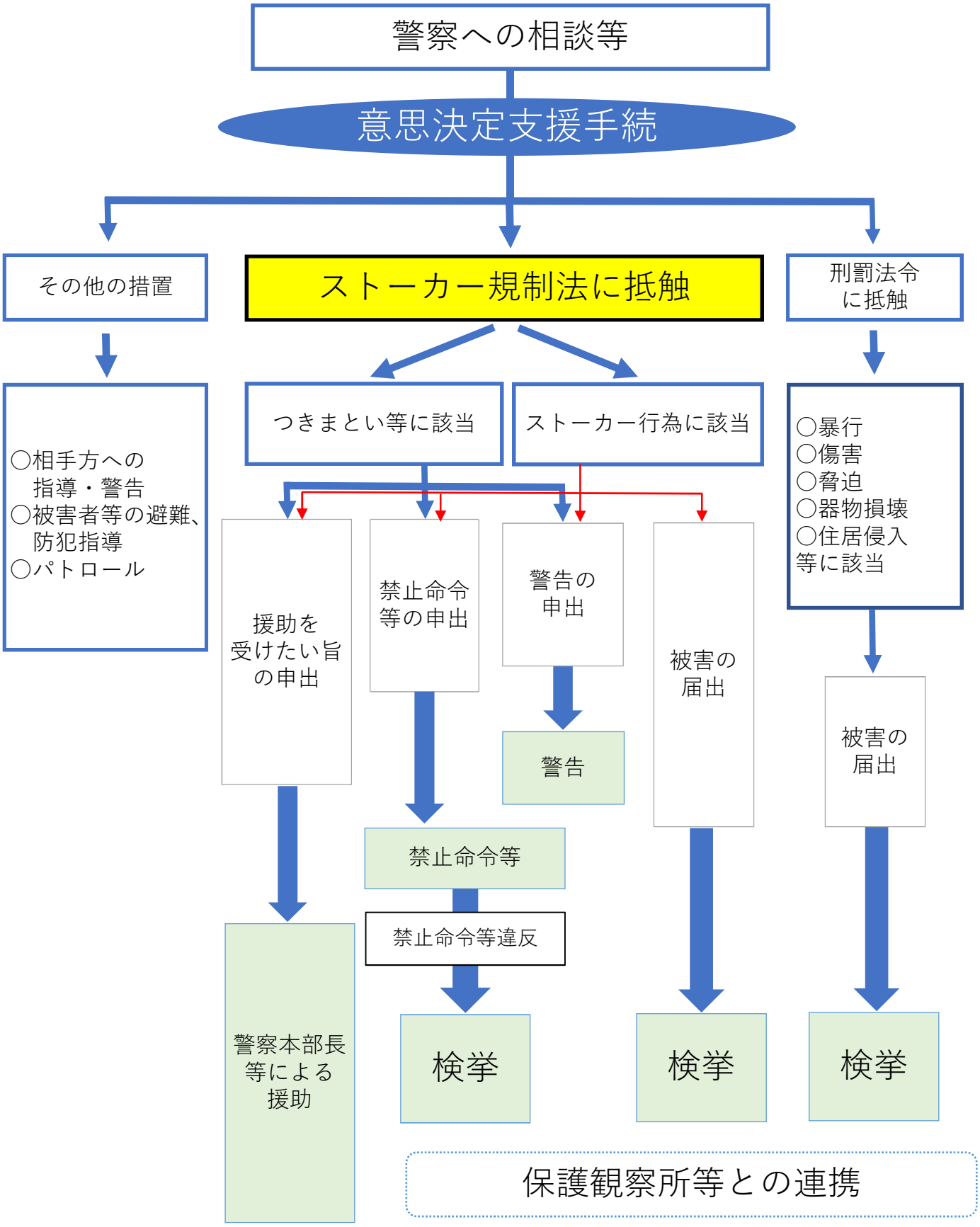

資　料　4

ストーカー事案への対応状況

ストーカー事案の相談等件数の推移

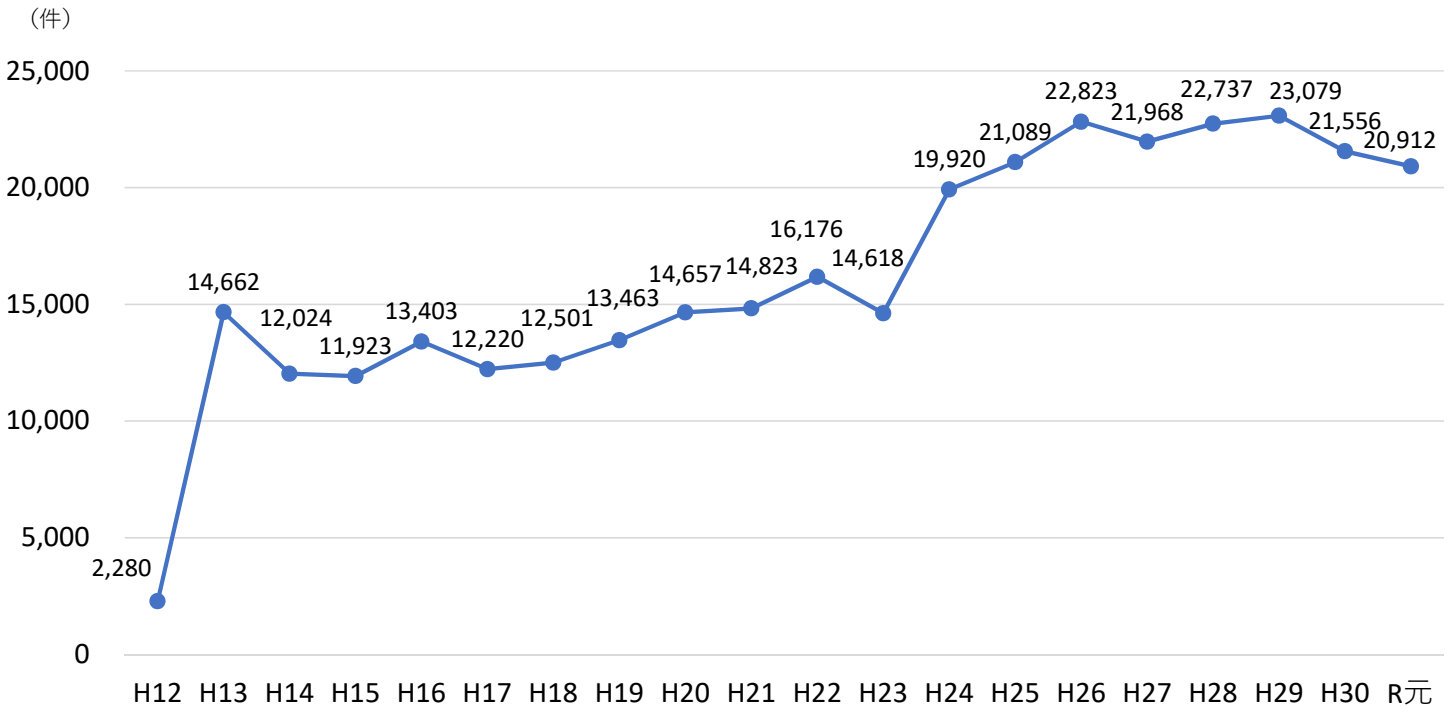

※平成12年はストーカー規制法施行日（11月24日）以降の件数

ストーカー事案の被害者の性別、加害者との関係

被害者の性別

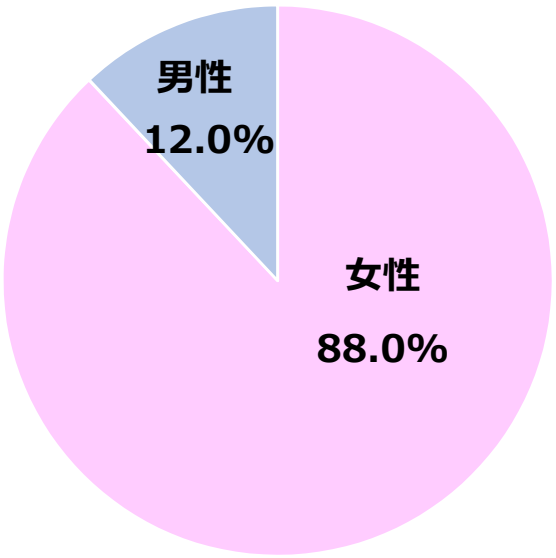

被害者と加害者の関係

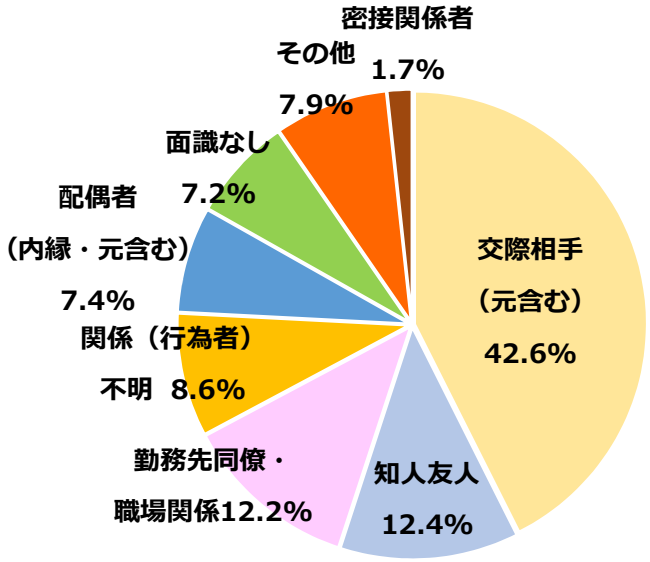

※　「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者　(家族、友人等)

ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等件数の推移

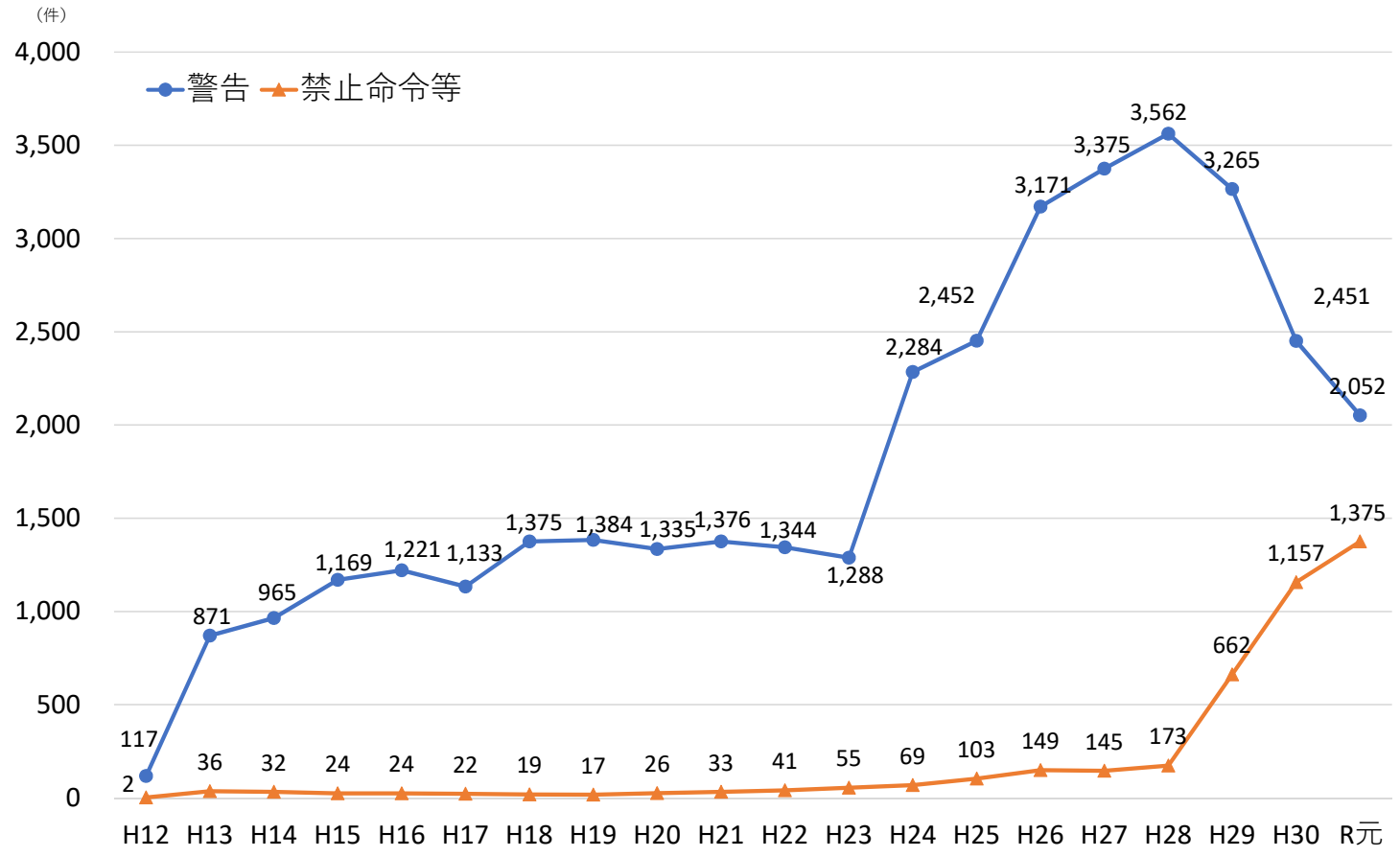

※平成12年はストーカー規制法施行日（11月24日）以降の件数

ストーカー事案の検挙件数の推移

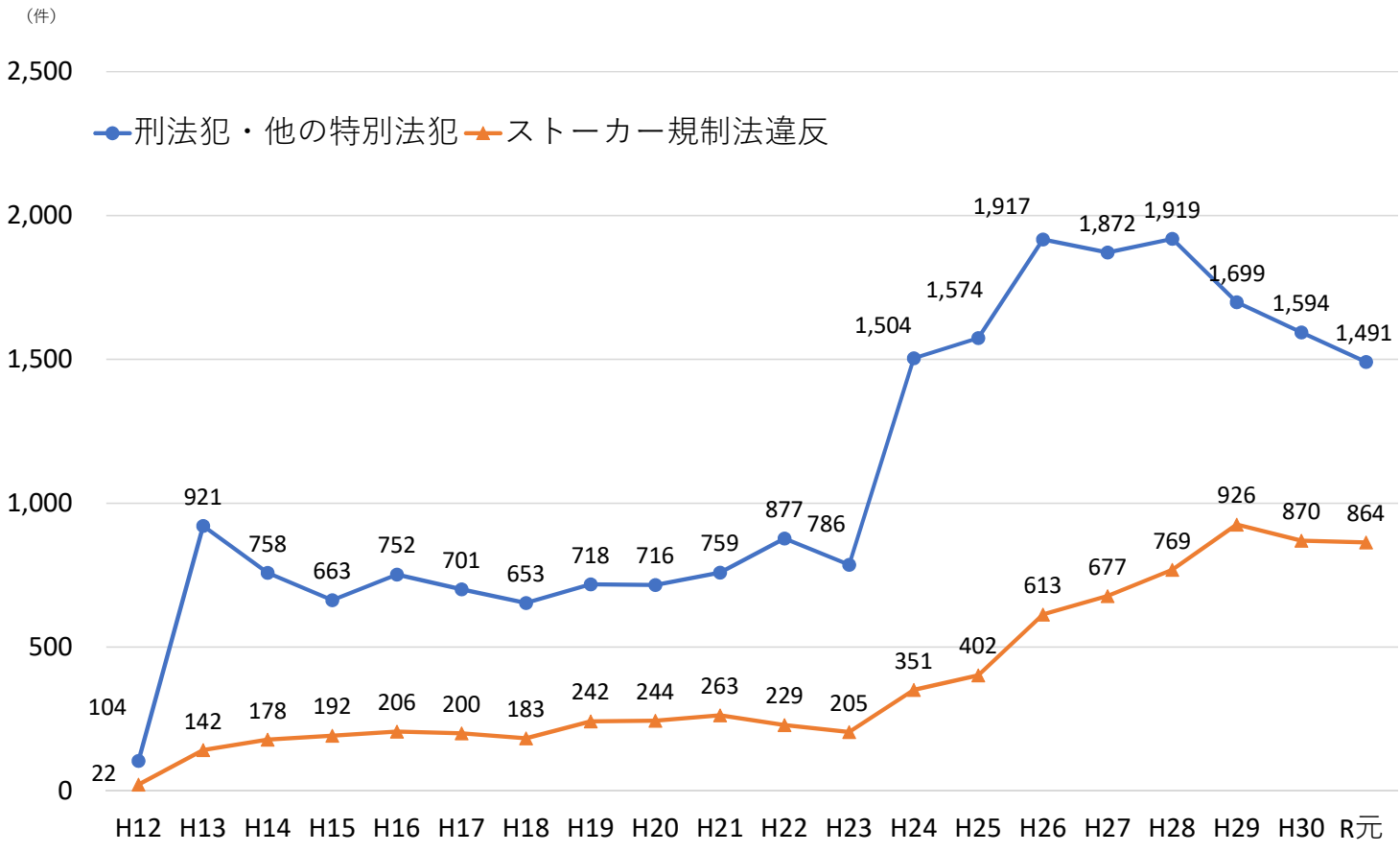

※平成12年はストーカー規制法施行日（11月24日）以降の件数

資　料　5

ストーカー規制法（平成28年改正規定）の運用状況

【平成28年改正ストーカー規制法施行経過】
1　平成29年1月3日施行　規制対象行為の拡大
　→規制対象行為にうろつき、連続SNS等を追加
2　平成29年6月14日施行　禁止命令等の制度の見直し
　→〇警告前置の廃止
　　〇緊急禁止命令の新設
　　〇禁止命令等に有効期間を設定（1年）

1　規制対象行為の拡大（平成29年1月3日施行）

	文書警告			禁止命令			ストーカー規制法違反の検挙		
	計	うろつき	連続SNS等	計	うろつき	連続SNS等	計	うろつき	連続SNS等
H29	343	88	255	68	30	38	147	53	94
H30	306	107	199	129	55	74	165	66	99

※　平成29年の件数は改正ストーカー規制法施行（H29.1．3）後の件数
※　令和元年は未集計
※　うろつきと連続SNSが競合する場合は「うろつき」1件と計上

2　禁止命令等の制度の見直し（平成29年6月14日施行）

ストーカー規制法に基づく警告は、平成29年から減少し、令和元年も2，052件（前年比－399件、－16.3%）と減少。
禁止命令等は、平成29年から急増。令和元年も1，375件（前年比＋218件、＋18.8%）と増加し、法施行後最多。
令和元年の禁止命令等のうち、警告なしは1，242件であり、禁止命令等の実施件数の約9割を占めている。

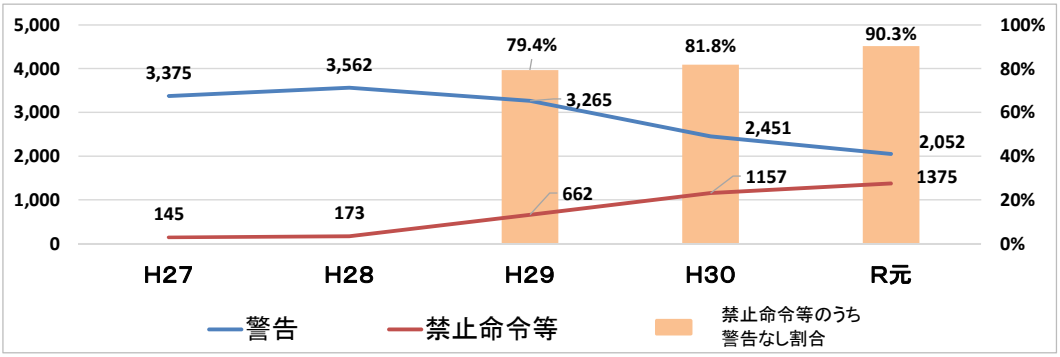

	警告	禁止命令等	うち警告なし	警告なし割合	うち緊急禁止命令等	仮の命令
H27	3,375	145	―	―	―	0
H28	3,562	173	―	―	―	0
H29	3,265	662	463	79.4%※	267	0
H30	2,451	1,157	946	81.8%	483	―
R元	2,052	1,375	1,242	90.3%	601	―

※　施行後の29年6月14日から12月31日までの間の禁止命令等（583件）に対する割合を記載

資　料　6

ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得の現状等

ＧＰＳとは

ＧＰＳとは、人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム。

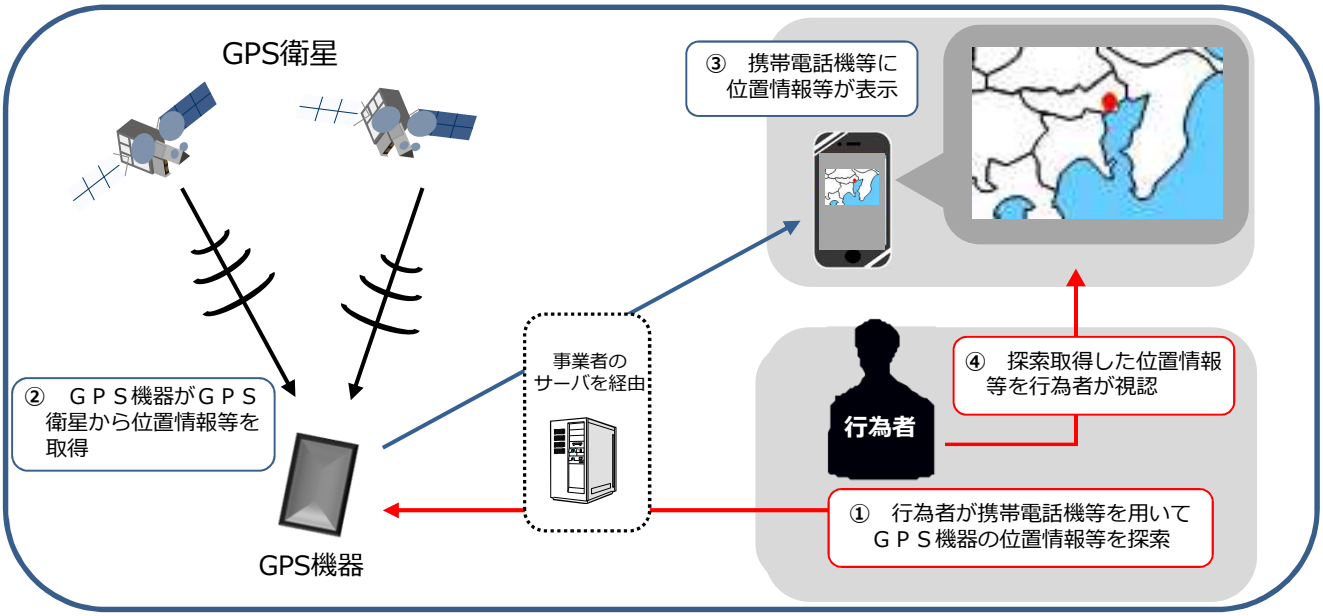

ＧＰＳ機器の一例

ＧＰＳ機器には様々な種類があり、上記のようにリアルタイムで位置情報を探索できる機器（例①）のほか、機器を回収した後に機器内に保存された情報を確認するもの（例②）、アプリケーション等を用いたもの（例③）等が確認されている。

例①　リアルタイム型

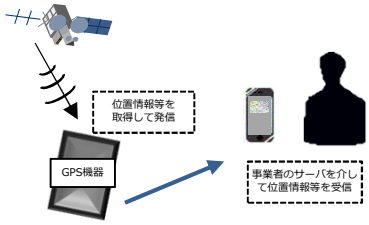

取得した位置情報を発信する機能を有し、当該位置情報をインターネット上で確認することが可能なもの。
車両盗難防止や高齢者の所在確認等を目的としたＧＰＳ機器を提供している事業者が存在する。

例②　記録型

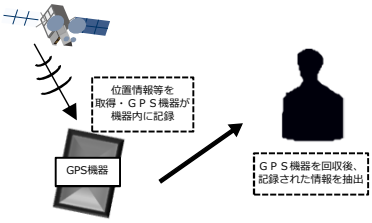

※　小さい機器では数センチの大きさ。
※　電池等で数時間～数日間稼働する。

一定間隔で位置情報等を記録するものであり、事後的に、当該機器に記録された位置情報から移動経路等を確認することが可能なもの。

例③　アプリケーション等

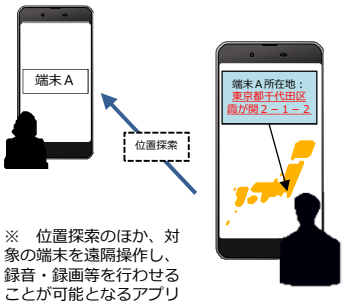

※　位置探索のほか、対象の端末を遠隔操作し、録音・録画等を行わせることが可能となるアプリケーションが存在する。

端末の位置情報等を他の端末で確認等することが可能なもの。

ＧＰＳの精度等

○　ＧＰＳは元来米国の軍事目的のシステム。現在は様々な分野で利用されており、その精度は、５～１０メートル。（※）

○　携帯電話機、カーナビゲーション等多くの身近な電子機器がＧＰＳ等に対応している。また、様々なＧＰＳ機器が市場に流通しているほか、位置情報等を確認できるアプリケーションを手軽に利用できる状況にある。

※　内閣府ホームページ参照

検挙事例

○　平成27年10月、被疑者が被害者の使用する自動車にＧＰＳ機器を取り付け、被害者の動静を把握する方法により見張りをしたほか、被害者に対して、義務のないことを行うことを要求し、その後、被害者の居住する家に火を付けたもの（ストーカー規制法違反、住居侵入、現住建造物等放火罪につき通常逮捕）。

○　平成29年４月、被疑者が被害者の使用する自動車にＧＰＳ機器を取り付け、被害者の動静を把握する方法により見張りをしたほか、被害者に対して、その行動を監視していると思わせるような事項を知り得る状態にしたもの（ストーカー規制法違反につき通常逮捕）。

最高裁判決の概要等

1　福岡地裁で審理された事件（有印私文書偽造・同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件）

福岡県在住の被告人が、被告人から避難中である妻の住居付近に位置する駐車場に駐車された使用車両にＧＰＳ機器を取り付け、同駐車場等の付近から離れた場所において多数回にわたって位置情報を探索取得したもの。

2　佐賀地裁で審理された事件（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件）

長崎県在住の被告人が、元交際相手が利用していた美容室の駐車場等に駐車された使用車両にＧＰＳ機器を取り付け、同駐車場等の付近から離れた場所において多数回にわたって位置情報を取得したもの。

→ 福岡、佐賀両地裁では、これらの行為が「住居等の付近において見張り」に当たるとされたのに対し、控訴審の福岡高裁では「住居等の付近において見張り」に該当しないとされたため、福岡高検において上告。

・　**最高裁判決の概要（令和２年７月30 日）**

ストーカー規制法の「住居等の付近において見張り」をする行為に該当するためには、GPS機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当である。

事案概要

1　被告人が被害者使用車両にＧＰＳ機器を取付け

（福岡：後部バンパーの内側にガムテープで貼付け
佐賀：車両底部に多数回にわたり取付け）

2　被告人は、自身の携帯電話機等を利用し、ＧＰＳ機器の位置情報を探索

（ＧＰＳ機器を取り付けた頃から警察に発見されるまでの
福岡：約20日間で181回
佐賀：約10ヶ月間で600回以上）

3　被告人は、車両の位置情報に基づき被害者の秘匿避難先を把握した上、建物に隠れて被害者を注視し、繰り返し写真撮影（福岡地裁審理事件）

検討

最高裁判決が出されたこと等を踏まえ、ＧＰＳ機器を用いて位置情報を取得する行為を規制対象とすべきか。

○　どのような行為を規制するべきか。